

令和6年度

登米市病院事業会計補正予算書

及び予算に関する説明書

〔12月2日提出〕

宮城県登米市

議案第77号

令和6年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度登米市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	7,755,479千円	48,564千円	7,804,043千円
第1項 医業収益	6,591,659千円	31,835千円	6,623,494千円
第2項 医業外収益	1,136,980千円	16,729千円	1,153,709千円
	支		
第1款 病院事業費用	8,314,073千円	△75,766千円	8,238,307千円
第1項 医業費用	8,103,100千円	△82,880千円	8,020,220千円
第2項 医業外費用	205,973千円	7,114千円	213,087千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、括弧書きを次のとおりに改める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額83,037千円は前受金17,200千円及び過年度分損益勘定留保資金65,837千円で補てんするものとする。）

（科目）	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,412,153千円	26,900千円	1,439,053千円
第2項 企業債	762,700千円	26,900千円	789,600千円
	支		
第1款 資本的支出	1,495,069千円	27,021千円	1,522,090千円
第1項 建設改良費	789,905千円	27,021千円	816,926千円

第4条 予算第11条を12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
濃厚流動食等購入（市民・米谷・豊里）	令和6年度から令和7年度まで	8,580 千円
医療情報システム導入事業（市民・米谷・豊里）	令和6年度から令和7年度まで	1,106,267 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
豊里病院改修事業	千円 5,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業	千円 183,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円 204,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	5,043,028千円	△141,931千円	4,901,097千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第11条に定めた、たな卸資産購入限度額「846,011千円」を「901,340千円」に改める。

(重要な資産の取得)

第8条 予算第12条に定めた重要な資産の取得について、次のとおり追加する。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	器械備品	手術用内視鏡カメラ	1式

令和6年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣